

## 議案第7号

高根沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

高根沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正の概要について

1 改正理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

地域包括支援センター運営協議会の引用規定を「施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）」から「施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ」に改めます。（第 15 条）

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年高根沢町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 (1) 指定介護予防支援の中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） <u>第140条の66第1号イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）において協議しなければならないこと。	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 (1) 指定介護予防支援の中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） <u>第140条の66第1号ロ（2）</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）において協議しなければならないこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。